



一般質問 おがわ ふきゅう 議員
小川 不朽

「ひらふ坂ロードヒーティング」電気料は 宿泊税から支出すべき 町長 宿泊税を充当することは適当である

問

町「一般会計」において、いわゆるひらふ坂ロードヒーティングの電気料が「8款土木費」の「道路橋りょう総務費」、その中の「需用費」の光熱水費として毎年度支出されていることに、これまでの一般質問や予算審査特別委員会・決算審査特別委員会などで、「観光客の安全性を重視した事業目的として支出するこの電気代は道路の維持管理費に該当しない」と指摘している。

「倶知安町ニセコひらふ地区エリアマネジメント条例」が平成26年に制定され5年近くが経過している。費用徴収や交付は翌平成27年春から始まる予定であったが、実際はまだ機能していない。

一方で、「倶知安町宿泊税条例」が昨年12月に制定された。町は本年11月からの税徴収をめざすとともに、現在、年間最大3億1千万円を見込む税収の用途について検討中と聞いている。

こうした町行政・町財政状況やこれまでの議論経過などを踏まえ、ひらふ坂ロードヒーティングの電気料を宿泊税の税収から支出すべきと考えるが、

町長の見解を伺う。

町長

倶知安町宿泊税条例の第1条において、「地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する」となっている。

ひらふ坂のロードヒーティングについては、この整備により観光客の利便性、安全性を向上させ、地域の魅力を高めることに対応しているものと考えている。

また、宿泊税の検討がされる以前に、ニセコひらふ地区のエリアマネジメントの推進支援に関する報告書を取りまとめたところだが、その中においてもロードヒーティング財源負担の検討の必要性が示されていたところである。

以上のことから、ロードヒーティングの維持に対して、宿泊税を充当することは適当であると考えている。

また、宿泊税の検討がされる以前に、ニセコひらふ地区のエリアマネジメントの推進支援に関する報告書を取りまとめたところだが、その中においてもロードヒーティング財源負

担の検討の必要性が示されていたところである。

以上のことから、ロードヒーティングの維持に対して、宿泊税を充当することは適当であると考えている。

また、これまでの宿泊税の有識者会議などにおいて、観光イ

ンフラの整備について必要な施設として示していること、また先日の「宿泊税の説明会」においても、観光客向けインフラ整備・維持として観光客の良好な歩行空間の確保を示しているところでもある。



冬季のひらふ坂